

第1回国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	令和3年2月4日(木)	
開催場所	国立市役所 委員会室	
出席委員	被保険者代表委員	坂本 新 山岡 修 滝原 清孝 坂井 澄子 浅倉 禮治 北澤 栄次 滝沢 政仁 木村 陽子 小林 治 高橋 衣代 佐伯 豊昌 岡本 和司 山田 猛
	保険医又は保険薬剤師代表委員	
	公益代表委員	
	被用者保険等保険者代表委員	

事務局 大川健康福祉部長
吉田健康増進課長
丸山国民健康保険係長

木村会長

本日はコロナで大変な中、またお忙しい中、令和2年度第1回国立市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから会議を開会させていただきます。

本日の会議につきまして、今井委員より欠席する旨のご連絡を頂いておりますので、ご了承を願います。

続きまして、会議録署名委員の指名に移らせていただきます。今回の会議録署名委員に、山岡委員と浅倉委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村会長

ありがとうございます。ご異議なしと認めまして、山岡委員と浅倉委員に今回の会議録署名委員をお願いいたします。

続きまして、昨年4月1日付で事務局に人事異動がありましたので、健康増進課長より紹介をお願いいたします。

健康増進課長

本日もよろしくお願ひいたします。昨年4月1日付で、1年間でございましたが、岩澤課長補佐が、芸術小ホール、実質上また課長職に戻れるという形で館長として異動となりました。後任には職員課で係長をしておりました丸山が後任として配属となりましたので、よろしくお願ひいたします。

それと、主査の吉田ですけれども、去年3月いっぱい定年となり、今は会計年度任用職員としてまた働いてもらっておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

紹介につきましては、以上となります。よろしくお願ひいたします。

木村会長

ありがとうございました。続きまして、健康福祉部長よりご挨拶をお願ひいたします。

健康福祉部長

皆様、こんにちは。健康福祉部長の大川です。日頃より国立市国民健康保険運営に関しまして、木村会長はじめ委員の皆様、ご尽力賜りまして、誠にありがとうございます。

本日はこのコロナ禍の中、さらに緊急事態宣言という最中ではございますが、皆様にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

感染対策には十分配慮しておりますので、ご協議のほど何とぞよろしくお願ひいたします。

この新型コロナウイルスの感染症の影響で、生活サイクルが随分と変わってきているということがございます。国立市におきましても、様々な施策をただいま行っております。特に自宅で療養されていらっしゃる方。現時点で30世帯以上国立市民の方がいらっしゃいます。その方々のうち、生活物資が必要ですが、なかなか買い物に行けないとか、そのような方に国立市独自で生活支援物資をお配りする事業を10月秋以降始めております。これに関しては、東京都のほうもセブンミールと協力して、食事を持って行くということをやっておりますが、実はそれは陽性になった方、コロナの陽性の判断が出た方のみを対象となっております。同居するご家族の分までは対象になっていないことがありますから、いろいろとやはり穴というか漏れというか、そのようなことがございます。その辺り国立市がカバーするという含みも含みまして、積極的にご相談の中で対応させていただいているところです。

これまで20世帯以上の方々に対応しまして、現在、3世帯ほどに対応させていただいているということがございます。これからさらに増えていくことも考えられますので、また対応させていただきます。

そういったことがございますので、もしお困りの方がいらっしゃいましたら、国立市はそういうことをやっているということをお話しいただいて構いませんので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

なお、年末年始も国立市は管理職中心ですけれども、相談、お電話を承るようなことでやっております。相当件数のご相談を頂いたところでもあります。今、ワクチンの対策室という組織を立ち上げまして、目下どのようなワクチンの接種体制を作るかやっておりますのでございます。

それに合わせて、本来ならば出席する健康づくり担当課長の橋本所長ですが、そちらのほうで今、対応していますので、今日はお出席できません。申し訳ございません。それと私ですが、ワクチンの

ことと、もうすぐ控えております第1回定例会がございまして、そちらの市議会の調整がございまして、私、今日は途中で退席させていただくこととなりますが、申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、引き続きお体に十分ご自愛いただきながら、本日の会議、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

木村会長

ありがとうございました。それでは、本日の議題に入ります。本日は報告事項が5件、協議事項が1件、及びその他となっております。

毎回お願いでございますが、会議録作成のための録音にご協力いただきますとともに、ご発言につきましては、挙手の上、委員を指名後にご発言を頂きますよう、お願い申し上げます。

なお、本日の会議につきましては、開催通知などにもご案内させていただきましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、会議時間の短縮に努めてまいりたいと思います。そこで、報告事項5件につきましては、事務局の詳細な説明は省略し、補足的な説明を受けた後、質問及び意見を一括して賜りたいと思います。

その後の協議事項となります、「国立市国民健康保険税課税限度額改定について」、ご協議をお願いしたいと思います。

それでは、はじめに報告事項5件につきまして、事務局から一括して端的に補足説明をお願いいたします。

健康増進課長

それでは、よろしくお願いいたします。説明に入ります前に資料のご確認をさせていただきます。番号のみ申し上げます。資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2、資料3となっております。不足等はございませんでしょうか。

それと、もう1点、私から皆様におわびを申し上げさせていただきたいと思います。資料を事前送付させていただきましたときに、資料名にもかわらず、「何々について」という文言が後ろについておりました。また、国民健康保険の「険」の字が(4)の資料に抜けておまして、委員からご指摘を頂きました。本当に基本的なところでこのようなミスをしたということにおいては、行政として本当に恥じるべきところであります。大変申し訳ございませんでした。二度とこのようなことがないようにチェック機能を働かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、端的に報告関係の説明をさせていただきます。はじめに「令和元年度国立市国民健康保険特別会計の決算について」です。

こちら資料1-1に基づきまして、抜粋して簡単に説明をさせていただきます。

お開きいただきまして、左側1ページ。「歳入」になります。令和元年度が(A)、平成30年度が(B)、差引額(A)-(B)となっております。その差引額のほうで簡単に説明をさせていただきます。一番下、歳入合計のところ、前年度との差(A)-(B)が1億4,173万1,000円の減額ということで低くなっております。こちらは、上から4つ目、款4の都支出金。主な増減理由に説明があります。普通交付金が7,500万円ほど落ちております。こちらにつきましては、医療費の歳出

に対して10分の10補填される部分ですので、市に影響があるものではございません。理由として保険給付費が減っているということになりますので、市としても保険者としても、これはありがたいことという内容となっております。

このほか、款6の繰入金。特にその他一般会計繰入金が3,300万円強減ることができました。これは一般会計から繰り出している部分になります。そのうち赤字解消分が2,400万円弱減っているということで、税率改定せずここまで減らせているというのは、28年度に改定していただいた結果が徐々に表れているものと、事務局としては考えているものでございます。

続きまして、右側の2ページ、「歳出」になります。こちらは、やはり歳出合計、(A) - (B)の一番下のところに、減額として1億2,200万円強減額となっております。主な減額理由は、上から2つ目、2番の保険給付費になります。こちらが5,694万9,000円減少しているということで、前年度よりも保険給付費が落ちているということになります。こちらは1人当たりの医療費もやはり反映されてきているもので、落ちるということは非常に喜ばしいこと、健康が多いのかなと思われまます。

ただ、令和2年度、昨年におきましては、「その他」のところの説明させていただきますが、医療費にかなりの異例的なものが起きています。それは後ほど私のほうから「その他」で説明させていただきます。

また、ページをおめくりいただきまして、右側4ページ。「被保険者数の推移」を御覧いただきたいと思います。

一番上の被保険者数、29、30、元年となっております。29年度に比べて令和元年度の減少数が非常に低くなっております。こちらは2段落目の被保険者増理由。左から2番目、社保離脱。要は社会保険から国保に入ってきた人が徐々にまた増え始めております。それに対して、その下、被保険者減理由。社保加入。社会保険に加入して抜けていく人の人数が減ってきている。こちらは社会保険適用拡大で一時期物すごい勢いで減ってきましたけれども、ここで落ち着いているということと、特に令和2年度、ここにはまだ記載がございませんが、コロナによって雇い止めを受けた方などがいらっしゃるのかなと。また減少者数が鈍化してくるという現象があります。

おめくりいただいて、左側5ページ。年齢階層別を御覧いただきますと、一番右側の差引の一番下、70～74歳が216人増となっております。こちらについては、当初、団塊の世代の中でも、以前お話しした東京大空襲です。そのお生まれになった方たちが75歳にいく年になっております、去年、おとし。ただ、その方たちは人数が少ないので、この70～74歳の方が減っていく人数が低いのに対して、今度団塊の世代。23年生まれ、24年生まれの方が70歳に到達されてきておりますので、その世代の方がこの70～74歳にわっと落ちてきております。その上65～69歳を見ると、逆に減っているということで、団塊の世代の方の移行が見受けられるかなとなります。

そして、申し訳ございません、おめくりいただいて、7ページは以前委員の方から出してほしいということで、令和元年のときの差押等の件数を記載させていただいております。

右側8ページは、各市26市の収納率で、被保険者の皆様のご理解から、国立市はトップをまだ継続している状況になります。

給付費のところは飛ばさせていただきますので、さらにもう1枚おめくりいただいて、12ページ。保健事業・医療費適正化事業ですけれども、枠の下の段の「医療費適正化事業実施状況」です。糖尿病重症化予防。真ん中のところを見ていただくと、ちょっと減っているのですが、参加者、希望者が

減ってしまっている状況でございました。30年度は約12人だったと思います。令和元年度は6人。ただ、今年度については、このコロナ禍の中のせいか、自分の健康に非常に気を遣われ始めている方が見受けられます。また、自宅にいらっしゃる方が多くなっておるので、ことしの参加者は逆に15名をキープできている状況でございます。

すみません、時間の関係がございまして、駆け足ですけれども、決算の概要につきましては、以上の説明となります。

お配りしている資料1-2、1-3はその決算に基づく資料となりますので、ご参考程度に御覧いただければと思います。

続きまして、条例と予算になります。こちら資料2に基づきまして、A4横のものになりますけれども、そちらに基づいて説明をさせていただきます。

こちら令和2年度における条例及び予算についてです。報告事項1番、まず「条例の改正」になります。国立市国民健康保険条例。これは6月に可決を頂きましたが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者で、被用者ですね、給与所得の方になります。通常社会保険であれば、傷病手当というのは法令で定められておまして、病気によって休んだ場合、3分の2の保証があるということですが、国民健康保険の方、自営業が多い等々のことから、この傷病手当については、任意給付になっておりました。このコロナの影響を受けまして、国から財源を100%出すということで、会社に勤められている、通常社会保険の方が多いのですが、会社にお勤めで、感染したもしくは疑いがある、発熱によって会社を休んだ。ただ、それが会社からその分のお給料が補填されないという方については、この国民健康保険から支給しようということ、条例改正をさせていただきました。ただ、確率としては、ほとんどが会社のほうから保証されますので非常に少なく、現在までそこに実績があります、1件。10万7,832円の支給が今、実績として残っております。

広報でも3回、4回となく、広報したりとか、納税通知書全件の中にも入れたり、ご案内をさせていただいたのですが、結果的には今のところ1件となっております。

②番の「国立市国民健康保険税条例の改正」です。こちら、長期譲渡所得に係る課税の特別控除の適用ですけれども、低未利用地、あまり利用されていない土地ですね。地方のほうに多いのですが、そちらを売買した場合、500万円以下の売買であれば、特別控除、税金を計算するとき、所得から100万円差引くことができます。そういった形で低未利用地の活用を少しでも促進しようということで、国土交通省のほうから打ち出して、このような改正が起きたとなっております。それに基づいて、市は改正を行いました。

その下、延滞金に関する条文ですが、これは文言の整理ですので、特に何かしら影響があるものではございませんので、一応条例改正をいたしましたので載せさせていただきました。

おめくりいただきまして、2ページ、左側です。③番「国民健康保険税条例」。同じく、これは後ほど協議いただきます課税限度額の引き上げ。要は据え置いていた分になりますので、そちらは後ほど協議のところでご説明をさせていただきます。

その下、国民健康保険税軽減基準の見直し。これも本定例会に出させていただきますが、地方税法の改正で、住民税を計算するときに基礎控除が今まで33万円だったのが、43万円に引き上がります。それを受けて改正するものですが、さらにその中に給与所得、年金所得の方は、控除額が逆に10万円下がりますよ、所得が上がりますよという改正が地方税法で起きております。給与・年金所得の方については、基礎控除が上がって、所得控除が下がるということで、行って来いになるのです

けれども、フリーランスの方、事業所得の方は、所得控除というのが10万円減るということはありませんので、そこのバランスをとるために、国が給与・年金所得の方の軽減について、不利益、不公平感が出てはいけないよということで、現行から改正後の計算方法に基づかれています。

これによって特に大きい影響は受けるものと市は考えておりません。どちらかというと、フリーランスの方の税金を計算するときの所得に係る部分が、基礎控除が10万円上がりますので、給与所得者の方は所得が上がってくるから問題ないのですが、単純に事業所得の方の所得が減りますので、その分の影響が出るかなと。何とか試算をしまして、1,500万円ほどの減収入になる見込みとっております。

右側3ページ、補正予算です。①番、第1号の補正予算においては、先ほど説明した傷病手当金について、国が歳入で10分の10を補填するので540万円。同額の歳出540万円を組んでおります。ただ、6月の段階で予算を計上しましたので、非常に根拠をとることが困難でした。東京都のPCR検査を受けた方の数から、率から、いろいろな方向からやってこの数字を出ささせていただいたというのが現状となっています。恐らくもうこの段階では余ってしましますが、最大限配慮したということで、逆に支給できないほうがまずいのかなということで、多めにとっている状況となります。

下の②番ですけれども、こちらは一般被保険者療養費になります。こちら社会保険を1年ほど遡って、資格喪失させられてしまったということで、遡って国民健康保険に入ってきた方の分になります。傷病名が全身性エリテマトーデスという難病の方で、社会保険でかなりお世話になっていたのですが、遡ってやめることによって、その分は社会保険側からすれば、返してもらわなければいけない、保険給付費を。だけど国立に遡って返ってきたので、国立が今度支払わなければいけない。要は給付をしてあげなければいけないよということで、健康保険組合さんと直接のやり取りでその支払いをしました。個人の方にこの2,000万円をお支払いいただくことは困難ですので、その調整が入ることによりまして、予算に不足が生じるということから、2,033万円を増額しております。歳入については、東京都10分の10が入ってきますので、これも市に影響があるものではございません。これは異例的なパターンになりますので、この補正を組ませていただいております。

③番、こちらはほとんどが決算に基づくものです。歳入は前年度繰越金を当てまして、歳出、①から⑤まで記載しております。その中で特殊なのは②番。備考のところの②番に「新型コロナウイルス感染症対策による受取人支払郵便物等の増」。高額療養費の申請書を送って、市のほうにわざわざお越しいただくことはとてもご本人に負担がかかるし、高額医療費でお医者さんにかかったり、けがされたりという方ですので、返信用封筒を入れさせていただいて、郵送対応をとらせていただきました。今後、これについては、永久的に継続させていただきたいと思っております。この分は今回補正の中でも市民のためになったのかなと思っております。ほかは決算見込みによるもの。⑤番は国・都にお金を返す実績報告に基づくものとなっております。

最後、その他の①番ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免。これも国の財に基づいて、一定以上、要は前年の収入と前々年の収入を比較して、30%以上減少する場合、保険税を減免していいですよ。計算式がありますけれども、それについて国立もかなり早期に行って、マニュアルを作ったり、ホームページに計算が自分でできるようにやったりということで、ホームページにアップしたところ、全国の市から、各地方から問い合わせが来て、教えてほしいと。そういった形で職員の頑張りがそこに結ばれたのかなと思っております。

1月15日現在で減免実績は323件。減免した額は4,709万7,200円を減免して、現在

も継続中という形となっております。

申し訳ございません、報告事項、駆け足となりましたが、以上となります。よろしく願いいたします。

木村会長

ありがとうございました。ただいまのご説明について、一括してご意見、ご質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。

山岡委員

コロナの影響については、その他の方でお話しいただけるということで、それはまた後で。資料の方からいきたいのですが、いろいろときめ細かくコロナ対応をされていたので、安心しています。一生懸命やられているなということで、非常にいいのですけれども、逆に他にこういうことをしたかったのだけれども、予算の関係であるとか、いろいろな状況で、できなかったことは何ですか。本当に人を増やしたかったのだけれども、健康福祉部としては主張したけれども、いろいろな支障があって、これはやりたかったけどやれなかったというのがもしあれば、教えてください。

健康増進課長

昨年のことになろうかと思います。まず1点目は、医療費適正化事業のプログラム期間が、どうしても後ろに来てしまって、対応期間が少ない。もしくは面談回数が減ってしまっているという現状がございます。あと、特定健康診査について、集団健診を実施しようと思ったのですが、このコロナ禍においてやはりそれが実施できなかったと。予算措置はさせていただいたのですが、やはり人と接触する部分が多くなりますので、できなかったことは非常に大きかったなど。この補助金にも特定健診受診率、かなり多くなってきておまして、特定保健指導は保健センターがかなり頑張っていて、その部分で補助金が、令和2年度は600万円を超えたり、そういったこともありますので、やはりその健診部分が大きかったのかなと思っております。

木村会長

よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。坂本委員はいかがですか。

坂本委員

今回、課税限度額の改定ということで、限度額を引き上げる際に、1つの目安として、徴収率というのがキーポイントになっているのですね。これはなぜかという、徴収率が上がらなければ、何ら実効性がないということで、これは私も元国税員のときも、それは思っていたのですが、所得税率を上げようにも、滞納交付税が増えてしまうと何ら意味がないということで。これは課税と徴収が両輪であって回っていかないと、予算の実効性がないということに加えると、国立市の場合、この東京都下の中で一番の収納率を誇っておりますので、両輪のうちの片方は確実に回っていると。そういった中では今回の引き上げについては実効性があるのではないかなと思います。

木村会長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。今日はコロナの中で時間も長めにならないほうがいいと思いますので、それでは、次のところに行きたいと思います。

続きまして、協議事項の「国立市国民健康保険税課税限度額改定について」に入ります。事務局よりご説明をお願いいたします。

健康増進課長

それでは、ご協議のほう、よろしくをお願いいたします。資料は3番になります。「国民健康保険税課税限度額の改正案について」というものになります。

1番「改正の概要」です。実はこの限度額につきましては、令和2年4月1日から施行された地方税法との一部改正に基づくものとなっております。国立市はやはり1年遅れで、どうしても限度額を引き上げていた。運営協議会の委員さんに諮問させていただいて、答申を頂いた。ただ、このご時世の中、各自治体も課税限度額は法に基づくものということで、逆にこの当運営協議会の委員さんのほうから、もう法に基づいて市が判断してということでお話を頂いて、今日に至っております。

ただ、昨年改定したときは、その1つ前の58万円から61万円に上げていた。さらに昨年の4月1日から国では61万円から63万円。そして介護分を16万円から17万円という形に引き上げておりました。国立市は一気に3段階上げるのは厳しいだろう。市長からもやはり所得が高い方だからといって、ご負担を強いるのは難しい部分もあるということで、58万円から61万円に引き上げ、介護分を16万円から17万円。したがって、この2万円分については据え置いたという経緯がございました。

ここで国は税制改革大綱で、限度額を据え置き、均等割軽減の拡充も据え置き、現行のままということで打ち出してきました。また、都の指導検査でも早く国基準に追いつくようにということの指導を受けておりました。運協のほうからも答申のときに頂いておりましたので、ここでようやく追いつかせていただけるのかなと。

余談になりますけど、コロナ禍において実際どうなのよという意見もあろうかと思いますが、実際その減免の申請を受けても、その限度額まで行っている方の減免申請というのは、なかなか見受けられなかったのかなと思います。

さらにここで昨年の1年間の所得に切り替わります。昨年1月から12月の所得。それでも1,000万円を超える方であるのであれば、痛手を負うことはそれほどないのかなという思いもございました。ちょっと言い方が悪くて申し訳ございません。ただ、そういう方は減免の対象になっているはずですので、そういったことを鑑みまして、ぜひ国の基準まで合わせさせていただきたいということで、今回案を出させていただいております。

「改正の内容」ですが、ここにあります2番、61万円から63万円への年間2万円増。その下、26市の改定状況ですが、令和2年度施行または3年度に施行予定する人は、26市中、既に23市、国立市も含まれております、となっております。施行日は令和3年4月1日です。

おめくりいただきまして、左側2ページ、こちらは限度額到達の所得金額です。右側の2番、所得金額ですが、改正前61万円、1人世帯で見いただきますと、1,105万7,272円が、63万円になりますと、1,142万910円ということで、到達する所得が上がります。したがって、影響を受ける方は1,105万7,272円以上の方がこの2万円改定増で影響を受ける方。

給与収入に換算しますと、61万円到達になった方は1,325万7,272円。今度63万円に

なりますと、1,362万910円という形になってまいります。

右側3ページです。こちらが「調定額・収入への影響」になります。この表の枠内の⑤番の算定額の下に「限度超過世帯数」がございます。208から196、12世帯減少となります。その下「超過世帯割合」。1.86から1.75へ下がります。ここが非常にキーポイントになりまして、国ではこの超過世帯割合が1.5。法令で定めております社会保険と同じ形で、それに近づけるようにということで取り組んでいる状況となっております。国立市はちょっと上げるだけで、これだけ超過世帯割合が下がるという形になります。

そして、影響額になってまいります。限度超過額がマイナス404万1,000円。これが調定増ということになりますので、収納率の96%を掛けると、市に入ってくる歳入額は一番下、一番右側387万9,000円が歳入増と見込んでいるところでございます。

続きまして、おめくりいただいて、4ページ右側になります。これまでの国立市の税率等の改定状況になっております。平成28年度、当運営協議会の委員の皆様にご協議を頂いた税率改定から限度額及び均等割の軽減を国基準に合わせていく楽な税率改定はせず、赤字繰入金が減っている状況となっております。参考までに、右側5ページの26市の改定率。令和2年度ですが、状況。その裏面は23区の改定率の状況、税率等の状況となっておりますので、参考までに御覧いただければと思います。

補足的な説明は以上となります。ご意見のほう、ご協議のほう、よろしく願いいたします。

木村会長

ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご意見、ご質問などがありましたら挙手にてお願いいたします。

高橋委員はいかがですか。

高橋委員

特にありません。

木村会長

では、皆様、ご意見ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

木村会長

ありがとうございます。

健康増進課長

すみません、もう1点だけ。委員の皆様にご意見を頂ければと思いますが、この限度額改定のみでもパブリックコメントを行ったり、あるいは市民説明会をやったのは国立市のみということで、非常に市民の方を大切に思って、そういったことを開いておりました。ただ説明会においても、ゼロ件ということで、本当にパフォーマンス的なところはやめたほうがいいのではないかということで、当委

員会の中でもご意見を頂いております。

コロナ禍の中もありましたり、もちろんパブリックコメントは皆さんやりやすい方法ですので、各施設にも置かせていただいたり、市報案内等で、明日出ますけれども、それは実施していきつつ、説明会については、もうここ何年かは本当にお越しいただけない状況でしたので、必要に応じて、そういうお声が上がってくればすぐに対応できるような形をとってまいりたいと思いますが、委員の皆様のご意見を頂ければ幸いです。よろしくお願いいたします。

木村会長

皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

木村会長

それでは、異議なしというお答えを頂きましたので、「国立市国民健康保険税課税限度額改定について」を終わります。

最後に「その他」に入ります。事務局からは何かございますでしょうか。

事務局

まず、事務局から3点ほどあります。「国保の手引き」を配布させていただいておりますけれども、こちら坂井委員から、小さ過ぎて見えないということで、おっしゃるとおりだと思いました。事務局のほうで、本当は版下を業者に頼んでやろうと思ったのですが、うちの先ほど言った、減免の関係で一緒に取り組んでくれた職員が、オリジナルで見やすい形をどうやったらいいかということで、版下まで職員のほうで作って業者に委託しました。したがって、印刷製本費も30万円ほど減額できたりということで、その職員の努力によって、こういった形で作成させていただくことができました。また、これについてもブラッシュアップしていきたいと思いますが、個別でも構いませんので、何かご意見等あれば、直接お電話でも何でも結構ですので、頂ければと思います。

そして、先ほどちょっと触れました国立市における費用額、医療費の動向になります。こちら3月から5月という落ち込みが非常に大きかった。3月診療分ですね。3、400万円ほど。4月は6、400万円。5月は7、300万円ということで落ちておりました。6月に宣言の関係で診療が持ち返したのですが、7月でまた落ちたりということになっています。8月、9月、10月は徐々に回復してきて、2、000万円から6、000万円ほど医療費、対前年同月比で見ますと、戻ってきているという形になります。

やはり額的には、入院、入院外が多いのですけれども、歯科が率でいくと、減少率が大きかったのかなと思っております。どうしても行けなくなって。私どもは健康被害を心配していたのですが。最大で30%減少しており、市長も非常に心配をされておりました。その中で徐々に回復しつつある今日でありますけれども、実際にその年度が締まった段階で、また皆様にちょっと報告をさせていただくとともに、今後もこの診療費の落ち込みから、納付金はどうなっていくのか等々危惧するところがございますので、状況が変わり次第、皆様にまた資料を作って、ご報告をさせていただきたいと考えております。

あと日程的なところですが、できれば、コロナの関係が少しでも落ち着いて収束してくるような状況が見受けられましたら、令和3年度の当初予算の関係もございます。そういったことから、新年度に入ってから、できるだけ早い段階に運営協議会を開催させていただければと思います。会長とご相談してまた皆様に日程のご調整をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

木村会長

ありがとうございました。ほかに何か皆さん、ございますでしょうか。

ないようでありますので、これをもちまして、令和2年度第1回国立市国民健康保険運営協議会を終了いたします。大変な中、お越しくださって、本当にありがとうございました。くれぐれもまた次回までお元気でお過ごしください。

——了——